



2021年2月26日

各 位

会社名 株式会社メドレー  
代表者名 代表取締役社長 瀧口 浩平  
(コード番号：4480 東証マザーズ)  
問合わせ先 取締役コーポレート本部長 田丸 雄太  
TEL. 03-6372-1265

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年3月26日開催予定の第12期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の役員報酬に、株価連動性のある報酬を組み合わせることで、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2015年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給分を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本株主総会において取締役選任議案が可決され、豊田剛一郎氏が取締役に選任された場合にも、2021年12月期は、同氏に対して本制度に基づく譲渡制限付株式の付与はいたしません。

#### 2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、②対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、年額2億円以内といたします。

本制度の導入目的の一つである株主の皆様との利害共有を中長期にわたって実現するため、本制度により付与される譲渡制限付株式には2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間の譲渡制限を付しております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以 上